


平成 24 年 12 月 25 日

アメリカンホーム保険会社
首都圏第一サービスセンター長 様

協同組合日本接骨師会
保険部長 真竹昭巳 
120-0006
東京都足立区谷中 4-2-14
TEL・FAX03-3623-0395

柔道整復師業務に対する誤解と偏見・差別妨害防止の要望

要望の趣旨

交通事故患者診療に対する柔道整復師(以下「整復師」という。)業務について、貴社担当者の独善的な誤解と偏見による妨害事件がありました。正しい理解と妨害再発の防止を要望します。

要望の理由

この度、交通事故患者診療に関して別途に見るような貴社担当者の整復師業務に対する独善的な誤解と偏見・差別は、患者には正当な整復医療の受診妨害を、整復師には正当な業務の妨害で、医師受診後、患者来院前より医師診断傷病に合わせる強要です。医師と整復師の一部傷病名の違いに対し患者に対する対応、また、整復師に対する対応は保険会社としての優越的地位の乱用とも受けとれるものです。当然、「過剰診療」・「迎合診療」患者を利用した「押し売り診療」を弁護する者ではありません。しかし、「医師資格」対「整復師資格」の資格差をもって、医師に全て合わせるは、整復師の資格と責任を否定する事と考えます。この事は交通事故患者の診断書としても警察も受理します。また、仮に、医師の迎合・押し売り診療があったとし場合、貴社は、医師に傷病名を合わせるとは言わないのは当然です。問題は、この整復師の傷病名と治療の整合性こそ正しい判断と考えます。担当者とお職の話し合いで理解を得たものと思っておりましたが、整復師の真面目な質問にも回答せず、払えるようになったから問題ないだろう程度で、はぐらかしの対応です。提出後長期間過ぎましたので、事実関係を調査の上、二週間以内に文章でのご回答よろしくお願い申し上げます。